

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定

する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削り、附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p>
<p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の</p>	<p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第3項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）</u>第34条第5項又は第46</p>

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(食事の提供に関する経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援</p>	<p>条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(食事の提供に関する経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業<u>(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援そ</p>

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>法第59条第4号に規定する事業による支援 その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等の職員に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 略</p>	<p>の他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等の職員に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 略</p>